東京証券取引所の取引時間延伸に伴うデリバティブ市場の取引時間変更に係る
業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

１．業務規程の一部改正新旧対照表 ･･ 1

２．受託契約準則の一部改正新旧対照表 ･･ 7

３．Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 ･･･ 10

４．業務規程施行規則の一部改正新旧対照表･･････････････････････････････････････ 13

５．Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新
旧対照表 ･･ 14

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
（用語の意義） 第４条　この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 （１）～（４）　（略） （５）売付けとは、次のａからｃまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該ａからｃまでに定めるところによる。 ａ～ｂ　（略） ｂの２　商品先物取引 （ａ）　現物先物取引 取引対象となる標準品に関し、第３６条の４に規定する受渡供用品（以下「受渡供用品」という。）を引き渡す立場の当事者になる取引をいう。 （ｂ）　（略） ｃ　（略） （６）～（１０）　（略） （１１）　取引日とは、次のａ及びｂに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。 ａ　（略） ｂ　指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引、商品先物オプション取引及び有価証券オプション取引（有価証券オプション取引はフレックス限月取引（取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。）に限る。） 一の日の午後４時４５分から、その翌日の午後４時３０分までをいう。 （１２）～（１４）　（略）	（用語の意義） 第４条　この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 （１）～（４）　（略） （５）売付けとは、次のａからｃまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該ａからｃまでに定めるところによる。 ａ～ｂ　（略） ｂの２　商品先物取引 （ａ）　現物先物取引 取引対象となる標準品に関し、第３６条の４に規定する受渡供用品（以下「受渡供用品」という）を引き渡す立場の当事者になる取引をいう。 （ｂ）　（略） ｃ　（略） （６）～（１０）　（略） （１１）　取引日とは、次のａ及びｂに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。 ａ　（略） ｂ　指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引、商品先物オプション取引及び有価証券オプション取引（有価証券オプション取引はフレックス限月取引（取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。）に限る。） 一の日の午後４時１５分から、その翌日の午後４時までをいう。 （１２）～（１４）　（略）

（立会の区分及び取引時間等）

第１８条　競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第５章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、フレックス限月取引については競争売買市場における立会による市場デリバティブ取引は行わないものとする。

（１）・（１）の２　（略）

（２）　指数先物取引及び指数オプション取引

日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のａ及びｂに掲げる立会の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。ただし、台湾加権指数を対象とする指数先物取引の立会は、日中立会のみとする。

ａ　日中立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午前８時４５分から午後３時４０分までとする。

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数先物取引

午前９時から午後３時４０分までとする。

（ｃ）　クロージング・オークション

午後３時４５分とする。

ｂ　夜間立会

（ａ）　オープニング・オークション

午後５時とする。

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午後５時から翌日の午前５時５５分までとする。

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数

（立会の区分及び取引時間等）

第１８条　競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第５章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、フレックス限月取引については競争売買市場における立会による市場デリバティブ取引は行わないものとする。

（１）・（１）の２　（略）

（２）　指数先物取引及び指数オプション取引

日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のａ及びｂに掲げる立会の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。ただし、台湾加権指数を対象とする指数先物取引の立会は、日中立会のみとする。

ａ　日中立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午前８時４５分から午後３時１０分までとする。

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数先物取引

午前９時から午後３時１０分までとする。

（ｃ）　クロージング・オークション

午後３時１５分とする。

ｂ　夜間立会

（ａ）　オープニング・オークション

午後４時３０分とする。

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午後４時３０分から翌日の午前５時５５分までとする。

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数

先物取引
午後５時から６時５５分までとする。
（ｃ）　（略）
（２）の２　商品先物取引及び商品先物オプション取引
日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のａ及びｂに掲げる立会の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。
ａ　日中立会
（ａ）　（略）
（ｂ）　レギュラー・セッション
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。
イ　商品先物取引（ロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引
午前８時４５分から午後３時４０分までとする。
ロ　ゴム市場に係る商品先物取引
午前９時から午後３時４０分までとする。
（ｃ）　クロージング・オークション
午後３時４５分とする。
ｂ　夜間立会
（ａ）　オープニング・オークション
午後５時とする。
（ｂ）　レギュラー・セッション
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。
イ　商品先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引
午後５時から翌日の午前５時５５分までとする。
ロ　ゴム市場に係る商品先物取引
午後５時から６時５５分までとする。
（ｃ）　（略）
（３）有価証券オプション取引
午前立会及び午後立会に分かち、各立会の取引時間は、次のａ及びｂに掲げる立会の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。
ａ　（略）
ｂ　午後立会
（ａ）　（略）
（ｂ）　レギュラー・セッション

先物取引
午後４時３０分から６時５５分までとする。
（ｃ）　（略）
（２）の２　商品先物取引及び商品先物オプション取引
日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次のａ及びｂに掲げる立会の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。
ａ　日中立会
（ａ）　（略）
（ｂ）　レギュラー・セッション
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。
イ　商品先物取引（ロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引
午前８時４５分から午後３時１０分までとする。
ロ　ゴム市場に係る商品先物取引
午前９時から午後３時１０分までとする。
（ｃ）　クロージング・オークション
午後３時１５分とする。
ｂ　夜間立会
（ａ）　オープニング・オークション
午後４時３０分とする。
（ｂ）　レギュラー・セッション
次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。
イ　商品先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引
午後４時３０分から翌日の午前５時５５分までとする。
ロ　ゴム市場に係る商品先物取引
午後４時３０分から６時５５分までとする。
（ｃ）　（略）
（３）有価証券オプション取引
午前立会及び午後立会に分かち、各立会の取引時間は、次のａ及びｂに掲げる立会の区分に従い、当該ａ及びｂに定めるところによる。
ａ　（略）
ｂ　午後立会
（ａ）　（略）
（ｂ）　レギュラー・セッション

午後０時３０分から３時４０分までとする。

（ｃ）　クロージング・オークション　午後３時４５分とする。

２・３　（略）

（呼値）

第２６条　（略）

２　（略）

３　取引参加者は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オークション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

（１）・（１）の２　（略）

（２）　指数先物取引及び指数オプション取引

ａ　日中立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午前８時４５分から午後３時４０分までの間

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数先物取引

午前９時から午後３時４０分までの間

（ｃ）　クロージング・オークション　午後３時４０分から３時４５分までの間

ｂ　夜間立会

（ａ）　オープニング・オークション　午後４時４５分から５時までの間

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午後５時から翌日の午前５時５５分までの間

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数先物取引

午後０時３０分から３時１０分までとする。

（ｃ）　クロージング・オークション　午後３時１５分とする。

２・３　（略）

（呼値）

第２６条　（略）

２　（略）

３　取引参加者は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オークション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

（１）・（１）の２　（略）

（２）　指数先物取引及び指数オプション取引

ａ　日中立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午前８時４５分から午後３時１０分までの間

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数先物取引

午前９時から午後３時１０分までの間

（ｃ）　クロージング・オークション　午後３時１０分から３時１５分までの間

ｂ　夜間立会

（ａ）　オープニング・オークション　午後４時１５分から４時３０分までの間

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　指数先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び指数オプション取引

午後４時３０分から翌日の午前５時５５分までの間

ロ　日経平均ＶＩを対象とする指数先物取引

午後５時から６時５５分までの間

（ｃ）　（略）

（３）　有価証券オプション取引

ａ　（略）

ｂ　午後立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

午後０時３０分から３時４０分までの間

（ｃ）　クロージング・オークション

午後３時４０分から３時４５分までの間

（４）　商品先物取引及び商品先物オプション取引

ａ　日中立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　商品先物取引（ロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引

午前８時４５分から午後３時４０分までの間

ロ　ゴム市場に係る商品先物取引

午前９時から午後３時４０分までの間

（ｃ）　クロージング・オークション

午後３時４０分から３時４５分までの間

ｂ　夜間立会

（ａ）　オープニング・オークション

午後４時４５分から５時までの間

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　商品先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引

午後５時から翌日の午前５時５５分までの間

ロ　ゴム市場に係る商品先物取引

午後５時から６時５５分までの間

（ｃ）　（略）

４～１３　（略）

午後４時３０分から６時５５分までの間

（ｃ）　（略）

（３）　有価証券オプション取引

ａ　（略）

ｂ　午後立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

午後０時３０分から３時１０分までの間

（ｃ）　クロージング・オークション

午後３時１０分から３時１５分までの間

（４）　商品先物取引及び商品先物オプション取引

ａ　日中立会

（ａ）　（略）

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　商品先物取引（ロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引

午前８時４５分から午後３時１０分までの間

ロ　ゴム市場に係る商品先物取引

午前９時から午後３時１０分までの間

（ｃ）　クロージング・オークション

午後３時１０分から３時１５分までの間

ｂ　夜間立会

（ａ）　オープニング・オークション

午後４時１５分から４時３０分までの間

（ｂ）　レギュラー・セッション

次のイ及びロに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該イ及びロに定めるところによる。

イ　商品先物取引（次のロに掲げる取引を除く。）及び商品先物オプション取引

午後４時３０分から翌日の午前５時５５分までの間

ロ　ゴム市場に係る商品先物取引

午後４時３０分から６時５５分までの間

（ｃ）　（略）

４～１３　（略）

付　　則 １　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年１１月５日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
（ギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託の際の指示事項等） 第１０条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後４時４５分までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。ただし、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は当該各号に定める時間までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。 （１）　国債証券先物オプション取引 午後４時 （２）　有価証券オプション取引 午後４時３０分 ３　業務規程第４２条第２項の規定によりギブアップが成立した場合には、前条第１項ただし書及び第２項の規定にかかわらず、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後５時１５分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、業務規程第４２条第３項の規定により新たに発生した市場デリバティブ取引に係る前条第１項第２号に掲げる事項を指示するものとする。ただし、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は当該各号に定める時間までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。 （１）　国債証券先物オプション取引 午後４時３０分 （２）　有価証券オプション取引 午後４時４５分 ４・５　（略） （有価証券オプションの権利行使の指示） 第１３条　顧客は、有価証券オプションの権利行使を委託する場合には、銘柄（次の各号に定める場合に該当する銘柄を除く。）	（ギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託の際の指示事項等） 第１０条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後４時４５分までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。ただし、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び商品先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後４時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。 （新設） （新設） ３　業務規程第４２条第２項の規定によりギブアップが成立した場合には、前条第１項ただし書及び第２項の規定にかかわらず、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後５時１５分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、業務規程第４２条第３項の規定により新たに発生した市場デリバティブ取引に係る前条第１項第２号に掲げる事項を指示するものとする。ただし、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び商品先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後４時３０分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。 （新設） （新設） ４・５　（略） （有価証券オプションの権利行使の指示） 第１３条　顧客は、有価証券オプションの権利行使を委託する場合には、銘柄（次の各号に定める場合に該当する銘柄を除く。）

ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後４時３０分までに取引参加者に指示するものとする。ただし、権利行使日の立会終了時以降のＪ－ＮＥＴ取引によって成立したもの又は権利行使日にギブアップに係る有価証券オプション取引として成立したものについては、午後４時４５分までに取引参加者に指示するものとする。	ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後４時までに取引参加者に指示するものとする。ただし、権利行使日にギブアップに係る有価証券オプション取引として成立したものについては、午後４時４５分までに取引参加者に指示するものとする。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（削る）	２　前項の規定にかかわらず、権利行使日の立会終了時以降にＪ－ＮＥＴ取引が成立した場合において、当該Ｊ－ＮＥＴ取引の委託を行った顧客が当該銘柄に係る権利行使を委託するときは、同項の指示を午後４時２０分までに行うものとする。
２　（略）	３　（略）
３　（略）	４　（略）
（顧客の権利行使に係る決済時限等）	（顧客の権利行使に係る決済時限等）
第１９条　顧客が第１３条第１項に規定する指示を行った場合及び有価証券オプションの権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して５日目の日の午前９時までに、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る第２１条に規定する金銭又は有価証券を、取引参加者に差し入れるものとする。ただし、オプション対象証券の売買に係る配当落等の期日（指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（指定取引所が定める株式併合後の株券（投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。）の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。）の前日に行われた権利行使により成立する当該オプション対象証券の売買に係る決済の場合は、当該権利行使日から起算して４日目の日の午前９時までに差し入れるものとする。	第１９条　顧客が第１３条第１項及び第２項に規定する指示を行った場合及び有価証券オプションの権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して５日目の日の午前９時までに、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る第２１条に規定する金銭又は有価証券を、取引参加者に差し入れるものとする。ただし、オプション対象証券の売買に係る配当落等の期日（指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（指定取引所が定める株式併合後の株券（投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。）の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。）の前日に行われた権利行使により成立する当該オプション対象証券の売買に係る決済の場合は、当該権利行使日から起算して４日目の日の午前９時までに差し入れるものとする。
２　（略）	２　（略）
付　　則	
１　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。	
２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年１１月５日から施行することが適当でな	

いと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
（Ｊ－ＮＥＴ取引の取引時間） 第４条　Ｊ－ＮＥＴ取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。 （１）・（２）　（略） （３）　指数先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引（以下「日経平均ＶＩ先物取引」という。）及びフレックス限月取引に係るものを除く。）及び指数オプション取引（フレックス限月取引に係るものを除く。） 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から翌日の午前６時まで （４）　日経平均ＶＩ先物取引 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から７時まで （５）　商品先物取引（ＲＳＳ及びＴＳＲに係る商品先物取引（以下「ゴム市場に係る商品先物取引」という。）を除く。）及び商品先物オプション取引 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から翌日の午前６時まで （６）　ゴム市場に係る商品先物取引 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から７時まで （７）　有価証券オプション取引（フレックス限月取引に係るものを除く。） 午前８時２０分から午後４時３０分まで （８）　フレックス限月取引に係る指数先物取引 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から翌日の午前６時まで（日経平均トータルリターン・インデックスを対象とする指数先物取引及び取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするものについては、取引最終日の終了する日における取引時間を午前８時２０分から午後３時３０分までとする。） （９）　フレックス限月取引に係る指数オプション取引 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から翌日の午前６	（Ｊ－ＮＥＴ取引の取引時間） 第４条　Ｊ－ＮＥＴ取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。 （１）・（２）　（略） （３）　指数先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引（以下「日経平均ＶＩ先物取引」という。）及びフレックス限月取引に係るものを除く。）及び指数オプション取引（フレックス限月取引に係るものを除く。） 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から翌日の午前６時まで （４）　日経平均ＶＩ先物取引 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から７時まで （５）　商品先物取引（ＲＳＳ及びＴＳＲに係る商品先物取引（以下「ゴム市場に係る商品先物取引」という。）を除く。）及び商品先物オプション取引 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から翌日の午前６時まで （６）　ゴム市場に係る商品先物取引 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から午後７時まで （７）　有価証券オプション取引（フレックス限月取引に係るものを除く。） 午前８時２０分から午後４時まで （８）　フレックス限月取引に係る指数先物取引 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から翌日の午前６時まで（日経平均トータルリターン・インデックスを対象とする指数先物取引及び取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするものについては、取引最終日の終了する日における取引時間を午前８時２０分から午後３時までとする。） （９）　フレックス限月取引に係る指数オプション取引 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から翌日の午前６時まで

時まで（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものについては、取引最終日の終了する日における取引時間を午前８時２０分から午後３時３０分までとする。）	（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものについては、取引最終日の終了する日における取引時間を午前８時２０分から午後３時までとする。）
（１０）　フレックス限月取引に係る有価証券オプション取引 午前８時２０分から午後４時３０分まで及び午後４時４５分から６時まで（権利行使により権利行使価格と現実価格（業務規程第３条第３号に規定する現実価格をいう。）との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものについては、取引最終日の終了する日における取引時間を午前８時２０分から午後３時３０分までとする。）	（１０）　フレックス限月取引に係る有価証券オプション取引 午前８時２０分から午後４時まで及び午後４時１５分から５時３０分まで（権利行使により権利行使価格と現実価格（業務規程第３条第３号に規定する現実価格をいう。）との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものについては、取引最終日の終了する日における取引時間を午前８時２０分から午後３時までとする。）
２・３　（略）	２・３　（略）
（ギブアップに係るＪ－ＮＥＴ取引の委託の際の指示事項等）	（ギブアップに係るＪ－ＮＥＴ取引の委託の際の指示事項等）
第１２条　（略）	第１２条　（略）
２　前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後４時４５分までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。ただし、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は当該各号に定める時間までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。	２　前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後４時４５分までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。ただし、指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。）及び商品先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後４時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。
（１）　指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。） 午後４時	（新設）
（２）　有価証券オプション取引 午後４時３０分	（新設）

３　前条第１項ただし書及び第２項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後５時１５分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生したＪ－ＮＥＴ取引に係る同条第１項第３号に掲げる事項を指示するものとする。ただし、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は当該各号に定める時間までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。	３　前条第１項ただし書及び第２項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後５時１５分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生したＪ－ＮＥＴ取引に係る同条第１項第３号に掲げる事項を指示するものとする。ただし、指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。）及び商品先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後４時３０分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。
（１）　指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。） 午後４時３０分	（新設）
（２）　有価証券オプション取引 午後４時４５分	（新設）
４・５　（略）	４・５　（略）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年１１月５日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（ギブアップの申告時限） 第２４条　規程第４３条第１項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後５時３０分までに行うものとする。ただし、指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。）にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後４時４５分までに行うものとする。	（ギブアップの申告時限） 第２４条　規程第４３条第１項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後５時３０分までに行うものとする。ただし、指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。）及び商品先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後４時４５分までに行うものとする。
（テイクアップの申告時限） 第２５条　規程第４４条第１項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後５時４５分までに行うものとする。ただし、指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。）にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後５時までに行うものとする。	（テイクアップの申告時限） 第２５条　規程第４４条第１項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後５時４５分までに行うものとする。ただし、指数先物取引（取引最終日における取引対象指数の最終の数値を最終清算数値とするフレックス限月取引に限る。）、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするフレックス限月取引に限る。）及び商品先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後５時までに行うものとする。
付　　則 １　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年１１月５日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（Ｊ－ＮＥＴ取引の値段） 第３条　Ｊ－ＮＥＴ市場特例第３条第３項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）～（２）の２　（略） （３）　有価証券オプション取引 次のａ及びｂに掲げる限月取引の区分に従い、当該ａ及びｂに定める値段とする。 ａ　（略） ｂ　フレックス限月取引 オプション対象証券１株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては１口）につき、１円の１万分の１の整数倍の値段とする。ただし、前取引日が終了する日におけるオプション対象証券の設定基準最終値段に基づき本所が算出する前取引日終了時点の理論価格からオプション対象証券の価格変動幅（指定市場における当取引日が終了する日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段（午後４時４５分から６時までは、指定市場における前取引日が終了する日のオプション対象証券の最終の約定値段とする。以下、ｂにおいて同じ。）と立会における直近の約定値段の差の絶対値をいう。以下ｂにおいて同じ。）及び指定市場における当取引日が終了する日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に１００分の２０を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が１円の１万分の１未満の場合にあっては、１円の１万分の１）から、当該オプション対象証券の価格変動幅及び指定市場における当取引日が終了する日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に１００分の２０を乗じて算出した数値を当該理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。 （４）～（６）　（略） ２・３　（略）	（Ｊ－ＮＥＴ取引の値段） 第３条　Ｊ－ＮＥＴ市場特例第３条第３項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）～（２）の２　（略） （３）　有価証券オプション取引 次のａ及びｂに掲げる限月取引の区分に従い、当該ａ及びｂに定める値段とする。 ａ　（略） ｂ　フレックス限月取引 オプション対象証券１株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては１口）につき、１円の１万分の１の整数倍の値段とする。ただし、前取引日が終了する日におけるオプション対象証券の設定基準最終値段に基づき本所が算出する前取引日終了時点の理論価格からオプション対象証券の価格変動幅（指定市場における当取引日が終了する日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段（午後４時１５分から５時３０分までは、指定市場における前取引日が終了する日のオプション対象証券の最終の約定値段とする。以下、ｂにおいて同じ。）と立会における直近の約定値段の差の絶対値をいう。以下ｂにおいて同じ。）及び指定市場における当取引日が終了する日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に１００分の２０を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が１円の１万分の１未満の場合にあっては、１円の１万分の１）から、当該オプション対象証券の価格変動幅及び指定市場における当取引日が終了する日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に１００分の２０を乗じて算出した数値を当該理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。 （４）～（６）　（略） ２・３　（略）

付　　則 １　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年１１月５日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	